

堺市のこどもたちのために、

学校園の働き方改革に

ご理解・ご協力をお願いします。

Q. どうして、働き方改革が必要？

近年、学校園が担う業務が増加し、依然として長時間勤務の教職員が多い状況にあります。

長時間勤務が改善しないと…



- 心身の疲労で、休職する先生が増加し、教員不足に
- 教員をめざす学生等 志願者が減少(過酷な勤務を敬遠)

教育の質の低下を招きかねない

教職員が「働きやすさ」と「働きがい」を感じられる職場環境を実現し、こどもたちに対して、「よりよい教育」を提供することができる学校園をめざします。



保護者や地域のみなさまにおかれましては、これまでも学校園の教育活動にご協力・ご参画いただいておりますが、教員が、「教員でなければできない業務」に全力投球できるようにすることが、こどもたちへのよりよい教育につながることをぜひご理解いただき、さらなるご協力をお願い申し上げます。

登下校の見守りや清掃活動など様々な活動にご協力いただきありがとうございます。

教員が、こどもたちの前でいきいきと働き、授業の質を高めるための授業準備や教材研究、こどもたちと向き合う時間を十分確保し、よりよい教育を行うために、以下①～⑤の取組へのご理解・ご協力をお願いします。

勤務時間や留守番電話設定の時間等、
学校園の実情に応じて修正してください

①教員の勤務時間を考慮した対応

学校園への電話連絡等は、原則として勤務時間内をお願いします。

- 勤務時間外は、留守番電話設定となります(伝言メッセージ録音機能はありません)
- 教員の1日の勤務時間は、(例)8:20～16:50となっています。
- 教員は、時間外に勤務していても、「時間外勤務手当」(いわゆる残業手当)は支給されません。

②学校園管理外のこどもの対応

放課後や夜間など、学校園外での生活に起因する問題は、学校園として対応することは困難な場合があります。事案に応じて、警察や救急・消防、専門機関等への連絡や相談をお願いします。

③土日祝日や夜間の地域行事

今後も、保護者・地域のみなさまのご支援をいただきながら、地域に親しまれる学校園をめざしてまいります。教職員の長時間勤務を縮減するため、勤務時間外に行われる地域行事への参加を見合わせるなど、ご相談させていただく場合があります。ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

④部活動の実施

国のガイドラインを踏まえ、ノークラブデーなどを設定しています。

- 部活動休養日:週2日以上(少なくとも平日1日、土日1日以上)
- 活動時間のめやす:長くとも平日2時間程度、休日3時間程度

⑤夏季学校閉庁日

令和7年度は、8月8日(金)～15日(金)の期間となります。

- 学校閉庁日:日直等を置かず、学校園の業務を休止するもの(原則として教職員不在)
- 冬季学校閉庁日については、令和7年度実施なし(実施日が土日と重なるため)